

## 流山市文化財審議会公募委員の募集及び選考に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市文化財の保護に関する条例に基づき、「文化に関し学識経験を有するもの」、「独自の研究等により職見を有するもの」、「市民等」で構成される流山市文化財審議会委員の内、「市民等」の募集及び選考方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募委員の定数は、公募の度に別に定める。

(応募資格)

第3条 応募の資格は次の要件を満たす者とする。

(1) 満20歳以上の市民等

(2) 本市の他の審議会等の委員を、3件以上兼職していない者

(3) 国若しくは地方公共団体の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者。

(募集方法)

第4条 委員の公募に当たっては、広報等で周知する。

2 応募者には、応募用紙(様式第1号)及び小論文の提出を求めるものとする。

ただし、応募書類は返却しないものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たっては、流山市文化財審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

(1) 教育長

(2) 生涯学習部長

(3) 博物館長

3 選考委員会には、委員長を置き、教育長をもって充てる。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 選考委員会は委員長が招集する。

- 6 選考委員会は、選考委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 議事は、出席した選考委員会委員による過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 選考委員会の庶務は、生涯学習部博物館において処理する。  
(選考方法)

第6条 応募のあった者については、選考委員会において審査する。

- 2 委員の選考に当たっては、第3条の規定に基づき提出された応募用紙及び小論文等により審査する。ただし、必要に応じて選考委員会において面接を行うことができる。

- 3 選考基準は別に定める。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者本人に通知する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 選考の結果、定数に満たなかった場合は、教育長が委員を選任する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年6月25日から施行する。(制定日)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。